

第 17 動物愛護管理

近年、犬猫等のペットは生活に癒しをもたらすとともに、家族の一員としてより深い関わりを持つようになってきた。しかし、その一方で、飼育放棄や遺棄、虐待、身近なものとして、動物の放し飼いや野良猫などによる糞尿被害で近隣に迷惑をかける事例が後を絶たない。

このような状況を受け、市民の動物愛護の意識の高揚を図るとともに、動物の適正飼養の周知啓発に、市内の動物愛護ボランティア団体等と協働して取り組み、猫の引取り数及び殺処分数はここ十数年で大幅に減少している。

また、野良猫への無責任な給餌者に指導を行っても改善が図られないものや、多頭飼育の崩壊といった事例等も発生している。

これらの課題を解決するため、これまで取り組んできた施策に加え、野良猫への無責任な給餌者への指導の法制化、多頭飼養の届出の義務等を定めた「長崎市動物の愛護及び管理に関する条例」を令和 4 年 7 月 1 日に施行し、広く市民に周知・啓発を図ることで、より効果的に課題の解決に向けた施策を推進している。

1 犬の登録及び狂犬病予防注射実施状況

狂犬病予防法の規定により、犬の登録及び鑑札の交付（第 4 条）並びに狂犬病予防注射済票を交付（第 5 条）している。

年度 項目		2	3	4	5	6
登録数		16,372	16,366	16,472	16,581	16,559
新規登録数		960	1,110	1,120	1,019	1,033
鑑札再交付数		53	76	65	81	84
注射済票交付数		11,084	11,360	11,125	10,846	10,808
内訳	集合注射（獣医師会）	978	2,500	2,005	1,895	1,791
	臨時注射（獣医師）	10,106	8,860	9,120	8,951	9,017
注射済票再交付数		17	19	16	20	17

2 犬の捕獲状況

長崎市動物の愛護及び管理に関する条例の規定により、野良犬や放し飼いの犬は、市民からの通報により捕獲抑留している。

年度 項目		2	3	4	5	6
捕獲数		56	37	35	32	29
飼い主への返還総数		47	29	30	28	24
抑留後 返還までの 日数	現場	9	4	15	8	7
	1 日	20	5	6	8	1
	2 日	5	7	3	4	5
	3 日	3	1	2	2	3
	その他	10	12	4	6	8
譲渡数		12	9	9	3	2
捕獲犬致死処分数		-	-	-	1	-

注 捕獲犬致死処分数には収容中の死亡を含む

犬の特殊捕獲状況（犬の捕獲のうち、オリ・睡眠薬捕獲の内訳を示す）

項目 \ 年度		2	3	4	5	6
総 数		-	-	1	-	-
内 訳	オリ貸出個数（参考）	(-)	(-)	(1)	(1)	(6)
	オリによる捕獲頭数	-	-	1	-	-
	睡眠薬・わな捕獲頭数	-	-	-	-	-
	その他（薬殺）による頭数	-	-	-	-	-

3 犬による咬傷事故の状況

長崎市狂犬病予防法施行細則の規定により、犬が人畜を咬んだ際、狂犬病予防上必要な場合は、被害者又はその犬の飼い主は届出が義務づけられている。

区分 年度			咬傷事故の件数	咬傷事故等をおこした犬の数	被害者数				咬傷事故等の発生時における犬の状況					咬傷事故等の発生時における被害者の状況					咬傷事故後の犬の状況					咬傷事故等の発生場所				
					死亡		その他		計	犬舎等にけい留中	けい留して運動中	放し飼い	野犬・放浪犬	その他	犬に手を出した	けい留しようとした	配達・訪問等の際	通行中	遊戯中	その他	捕獲	引き取り	飼育継続	逸走	その他	咬傷犬の犬舎の周辺	公共の場所	その他の
					飼主・家族外	それ以外	飼主・家族外	それ以外																				
2			10	10	-	-	1	9	10	2	1	1	-	6	1	-	2	6	-	1	-	-	9	1	-	3	7	-
3			4	4	-	-	-	5	5	-	1	-	-	3	-	-	1	1	1	3	-	-	4	-	-	2	1	1
4			18	17	-	-	1	17	18	-	6	3	-	8	1	1	3	11	1	1	-	-	16	-	1	-	13	5
5			11	11	-	-	1	10	11	1	3	-	-	7	4	-	1	4	1	1	-	-	11	-	-	-	5	6
6			9	9	-	-	-	9	9	-	4	-	-	5	2	-	-	6	-	1	-	-	9	-	-	-	8	1
飼い犬	飼い主判明	登録	7	7	-	-	-	7	7	-	4	-	-	3	2	-	-	4	-	1	-	-	7	-	-	-	6	1
		未登録	2	2	-	-	-	2	2	-	-	-	-	2	-	-	-	2	-	-	-	-	2	-	-	-	2	-
	飼い主不明		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
野犬			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

注 飼い犬（登録・未登録）・飼い主不明・野犬の区別は、最新年度（令和6年度）の件数に対応する数値を記載

4 犬猫の引き取り及び収容

動物の愛護及び管理に関する法律の規定により、犬猫による生活環境被害の防止を目的とした所有者の判明しない犬猫の引取り、又はやむを得ない事情により飼えなくなった場合の飼い犬・飼い猫の引取りを行うとともに、道路・公園など公共の場所において、負傷し又は疾病にかかっている犬猫で所有者の判明しないものについて、保護収容を行っている。

年度 項目		2	3	4	5	6
引 取 数	犬	4	12	3	-	-
	猫	671	457	270	106	94
譲 渡 数	犬	9	14	4	2	-
	猫	107	68	54	40	67
引取犬猫致死処分数 (収容中の死亡を含む)	犬	-	-	-	-	-
	猫	544	373	201	73	30

- 注 1 犬猫の引取りは、当センター及び市内 22 の地域センター、地区事務所等で行う
 2 当センターでは平日受付、他は月 1 回の回収
 3 捕獲犬の致死処分数は、本表には含まれていない(「2 犬の捕獲状況」参照)
 4 飼い主からの引取りは、平成 22 年度から有料引取
 5 表の頭数は、所有者からの引取及び所有者不明の引取犬猫数のほか、傷病による保護収容犬猫数を含む

5 養子縁組大会（譲渡会）実施状況

年 3 回（7、8、10 月）、子猫の里親（譲渡先）を探している市民が会場に子猫を持ち込む形式の譲渡会を実施しており、併せてセンターに収容している犬猫の譲渡も行っている。

年度 項目		2	3	4	5	6
犬	参加頭数	68	29	15	-	2
	成立頭数	1 (1.5)	1 (3.4)	- (-)	- (-)	- (-)
猫	参加頭数	120	59	72	57	58
	成立頭数	23 (19.2)	10 (16.9)	13 (18.1)	16 (28.1)	17 (29.3)

- 注 1 場所は動物愛護管理センター内（移転前の令和 5 年度まではセンター 2 階駐車場等）で実施
 2 () 内は養子縁組成立率 (%)
 3 新型コロナウイルス感染症対策のため、令和 3 年度 8 月は中止し、令和 3 年度 7、10 月、令和 4 年度 7 月は参加者数及び持込猫数に上限を設けて実施。令和 4 年度 8 月からは、持込猫数のみに上限を設けて実施
 4 令和 6 年度については、12 月に臨時の譲渡会（センターに収容している犬猫のみ）を実施

6 相談件数

当センターへ市民から寄せられた犬及び猫に対する相談の内訳を示す。

(1) 犬及び猫

(単位：件数)

相談内容 種 類	犬					猫				
	2	3	4	5	6	2	3	4	5	6
総 数	176	150	104	102	73	562	766	1061	985	710
苦情関連	49	61	35	29	25	231	283	469	563	454
人の健康・財産侵害	-	4	5	4	2	47	38	153	216	128
傷害案件（身体・精神）		4	3	3	2		-	4	-	1
侵入（敷地内・屋内）	-	-	2	1	-	28	32	125	196	107
建物被害（家・事務所等）	-	-	-	-	-	-	1	-	2	10
土地被害（庭・田畑等）	-	-	-	-	-	16	2	3	10	7
動物被害（ペット・家畜等）	-	-	-	-	-	3	1	-	2	-
物件被害（車両等）	-	-	-	-	-	-	2	21	6	3
環境被害	44	34	24	17	18	132	199	146	205	193
鳴 き 声	22	25	16	9	15	6	2	3	11	3
悪 臭		-	-	-	1		1	11	29	65
糞 尿	22	9	7	8	2	126	193	125	158	122
被 毛		-	1	-	-		2	-	4	-
そ 族 ・ 昆 虫 の 発 生		-	-	-	-		-	5	-	1
ご み 荒 ら し	-	-	-	-	-	-	1	2	3	2
ヒト由来	5	23	6	8	5	52	46	170	142	133
虐 待 （ 疑 い ）		9	2	3	2		3	4	8	1
遺 棄 （ 疑 い ）	1	-	-	-	-	52	4	10	9	-
多 頭 飼 育		1	1	-	-		3	3	3	3
放 し 飼 い	4	11	3	5	3		3	21	11	7
餌 や り		-	-	-	-		31	132	111	120
動 物 取 扱 業		2	-	-	-		2	-	-	2
相談関連	16	18	69	58	47	111	483	592	375	227
引 取 依 頼	11	12	23	9	5	13	234	310	85	46
負 傷 動 物	2	2	1	3	-	87	87	78	106	75
放 浪 （ 野 良 犬 ）	3	-	-	1	13	11	-	-	1	2
迷 子 相 談		4	45	44	29		132	167	128	83
地 域 猫		-	-	-	-		30	37	53	21
動 物 取 扱 業		-	-	1	-		-	-	2	-
分類不明	111	71	-	15	1	220	-	-	47	29
そ の 他	111	71	-	15	1	220	-	-	47	29

注 令和3年度から報告書の書式を更新（令和2年度までなかった項目は斜線箇所）

(2) 犬猫の飼い主等への指導件数

(単位：件数)

項目 \ 年度		2	3	4	5	6
総 数		217	254	237	175	125
内 訳	飼主義務違反口頭注意	103	139	119	76	80
	飼主義務違反文書注意	69	64	65	53	17
	マイク放送による指導啓発	45	51	53	46	28

注 飼主義務違反文書注意は訪問時不在の際の啓發文書ポスト投函を含む

7 野良猫対策－まちねこ不妊化推進事業－

市内に多く生息する飼い主のいない、いわゆる野良猫の繁殖を抑え、市民からの引取りによる殺処分を減らすため、野良猫に対する不妊去勢手術にかかる費用を助成している。

項目 \ 年度		2	3	4	5	6
手術頭数	お す 猫	160	175	240	291	303
	め す 猫	174	242	240	273	370
	合 計	334	417	480	564	673

注 平成 22～24 年度は地域猫活動支援事業、平成 26 年度からまちねこ不妊化推進事業として実施

8 動物愛護フェスタ

動物の愛護及び管理に関する法律に基づく毎年 9 月 20 日から 9 月 26 日までの動物愛護週間には、長崎県獣医師会会長崎支部との共催で、動物愛護フェスタを開催している。

〈行事の内容〉

- 適正飼育を促す啓発展示
- 愛護団体主催のフリーマーケット
- 犬猫の譲渡会
- その他

